

## 第1 定義

いじめとは、児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（目的）

第2 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

（いじめの防止）

第3 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

- 1 児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。
  - （1） 日常的に児童の行動の様子を把握する。
  - （2） 欠席日数等を注視し、情報を共有する。
  - （3） 「いじめ防止対策委員会」の機能性を高める。  
（組織は、管理職・首席・生徒〔生活〕指導担当者・各学年担当者・養護教諭・心理〔スクールカウンセラー〕、福祉等の専門的知識を有する者〔スクールソーシャルワーカー〕その他の関係者により構成する）
  - （4） いじめの防止等に関する年間計画を策定する。
  - （5） 計画的に複数回、校内研修を行う。
  - （6） 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。
- 2 いじめについての共通理解を図り、児童がいじめに向かわない態度・能力を育成し、自己有用感や自己肯定感を育み、児童自らがいじめについて学ぶ取組を進める。
  - （1） 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育（いじめ予防授業を含む）を充実する。
  - （2） 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
  - （3） 言語活動を充実させ、児童のコミュニケーション能力を向上する。
  - （4） 児童会活動を活性化し、児童自らが「いじめのない学校作り」に取り組む姿勢を育む。
  - （5） とともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
  - （6） インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

(早期発見)

第4 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

- 1 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保つ。早い段階から複数の教職員で関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。
  - (1) 日常の児童・相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
  - (2) 学校生活アンケートを学期に1回以上実施するとともに、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末を活用し、いじめなどで困っている子どもたちの声を聴くツールを運用する。
  - (3) 教育相談日も利用し、いじめの当事者(含む保護者)やいじめ周辺者(含む保護者)からの情報の収集に努めるとともに、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。

(いじめに対する措置)

第5 いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

- 1 発見・通報を受けた場合は特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員・生活指導担当者等で組織的に対応するとともに管理職へ報告する。さらに、「いじめ防止対策委員会」の機能を生かして速やかに対処する。また、被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
  - (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
  - (2) 事態の軽重に関わらず、速やかに保護者へ事実関係を伝える。
  - (3) 被害児童に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じて加害児童を別室指導や出席停止とする。
  - (4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
  - (5) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。
  - (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
  - (7) 「組織的な対応の流れ」「いじめ対応マニュアル」を策定し、早期解決に努める。
- 2 重大事態が発生した場合は、いじめ防止対策委員会が初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。
  - (1) いじめにより被害児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、いじめ防止対策委員会が調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
  - (2) いじめ防止対策委員会は、関係する児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害児童・およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
  - (3) 必要に応じて、被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

(その他)

第6 この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。

※資料 (いじめの定義 平成25年5月16日 文部科学省通知より)

## いじめの定義

---

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のあるほかの児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(注1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2)「一定の人的関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5)けんか等を除く。ただし、外見的にはけんかのように見えることでも、よく状況を確認すること。